

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 3 9 号)

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

横 情 審 答 申 第 1039 号

平 成 24 年 4 月 10 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成22年12月21日環創公整第1712号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（１－２）横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その２）の建築基準法第18条第２項の規定による計画通知書（建築物）（第一面～第五面）（型式適合認定の建物として）平成20年度第H20計申建築よこはま00007号（開示請求書の ）の添付書類のうち一級建築事務所登録証の写し（開示請求書の ）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その２）・建築基準法第18条第２項の規定による計画通知書（建築物）（第一面～第五面）（型式適合認定の建物として）（開示請求書の ）（平成20年度第H20計申建築よこはま00007号）・同上の添付書類（一級建築事務所登録証の写し）（開示請求書の ）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その２） 建築確認申請書第１面～第５面（型式適合認定の建物として） 同上添付書類（特に型式適合認定の書類）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年７月14日付で行った「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その２）・建築基準法第18条第２項の規定による計画通知書（建築物）（第一面～第五面）（型式適合認定の建物として）（開示請求書の ）（平成20年度第H20計申建築よこはま00007号）・同上の添付書類（一級建築事務所登録証の写し）（開示請求書の ）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号。以下「条例」という。）第７条第２項第３号アに該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 横浜動物の森公園立体駐車場整備に係る計画通知書について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第６条では、建築物を建築する際、建築主は確認の申請書を提出して、建築主事の確認を受けることとされている。市町村が建築主の場合、法第18条第２項の規定により、確認申請書に代わり、計画通知書を提出することとされており、必要書類は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）に規定されている。

横浜動物の森公園立体駐車場のＣ、Ｄ及びＥ棟の建築工事（以下「本件工事」と

いう。)に係る計画通知書(以下「本件計画通知書」という。)は、工事発注課である環境創造局施設整備部緑事業課(当時。現在の環境創造局公園緑地部公園緑地整備課。以下「公園緑地整備課」という。)から、建築主事へ提出した文書である。

本件計画通知書に必要な書類及び図書の調製は、平成20年度の横浜動物の森公園立体駐車場新築工事監理等業務を受託した企業組合創和設計(以下「監理業務受託者」という。)が行った。本件申立文書は、本件工事のその他の設計者である創設計工房(以下「その他の設計者」という。)の建築士事務所登録証の写し(以下「登録証の写し」という。)である。当該登録証の写しは計画通知への添付が法定された書類ではないが、本件計画通知書に添付されていたものである。また、本件計画通知書の提出に当たって、建築主事から添付すべきとの指導を受けていない。

なお、本件計画通知書には、代表となる設計者である監理業務受託者の登録証の写しは添付されていない。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

登録証の写しには、建築士印が押印されている。建築士印の印影は、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、その印影を開示すると、これらを不正に利用して設計図書自体を容易に偽造することが可能となる。したがって、建築士印の印影を開示することは、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件計画通知書には、その他の設計者の本件申立文書が添付されている。しかし、他方の代表となる設計者である監理業務受託者の登録証の写しが添付されていないのはおかしい。
- (2) 監理業務受託者の登録証の写しは、建築確認申請書の必須書類ではなく、添付されていないためとの説明では納得できない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

法第6条では、建築主は建築物を建築しようとする場合、確認申請書を提出して建築主事の確認を受けることを規定している。法第18条第2項では、建築主が国、

都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、国の機関の長等は確認申請書に代わり計画通知書を建築主事に提出することを規定している。また、計画通知書の必要書類については、施行規則第8条の2で準用する施行規則第1条の3に規定されている。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条では、「一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理・・・を業として行おうとするときは、・・・建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。」と規定している。

本件申立文書は、本件工事の発注課である公園緑地整備課が保有する本件計画通知書の写しに添付された、その他の設計者の登録証の写しである。

実施機関は、本件申立文書のうち、建築士印の印影を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示としている。

(2) 申立人の主張について

開示請求書の請求先には、実施機関名に加えて公園緑地整備課と記載している。異議申立書及び意見書では、本件計画通知書にはその他の設計者の登録証の写しが添付されているのに、監理業務受託者の登録証の写しが添付されていないのはおかしいと主張している。また、本件処分における非開示部分について開示すべきであるとの主張はしていない。

したがって、当審査会としては、申立人の主張は公園緑地整備課の保有する本件計画通知書の添付書類として監理業務受託者の登録証の写しが添付されているはずであり、その開示を求める趣旨であると解し、以下検討する。

(3) 監理業務受託者の登録証の写しの不存在について

当審査会では、監理業務受託者の登録証の写しの不存在について検討するために、平成24年2月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 監理業務受託者は本件計画通知書を作成し、公園緑地整備課に提出した。公園緑地整備課は、計画通知を行う旨の決裁を行った後、本件計画通知書を建築主事に正副2部提出した。公園緑地整備課は、建築主事の確認を受けた本件計画通知書の副本を受領した。本件申立文書は、当該副本に添付されていたものである。計画通知書の添付書類は、施行規則第1条の3に規定されているが、登録証の写しは添付書

類として定められていない。

イ 本件異議申立てを受けて監理業務受託者に確認したところ、本件申立文書は本件計画通知書に任意で添付したものであって、監理業務受託者の登録証の写しは添付しなかったとのことであった。

ウ また、実際に監理業務受託者の登録証の写しは、本件計画通知書に添付されていない。

計画通知書に必要とされる図書及び書面は施行規則第1条の3に規定されているが、登録証の写しは同条に定められていない。

また、実施機関は、監理業務受託者の登録証の写しについては、本件計画通知書に添付されておらず、監理業務受託者に対しても添付をしなかった旨を確認したと説明している。

さらに、事務局をして公園緑地整備課に本件計画通知書に監理業務受託者の登録証の写しが添付されていないことの確認をどのように行ったかについて確認させたところ、本件請求時に複数の職員で確認したほか、本件異議申立てを受けて再度複数の職員で確認したとのことであった。

これらの実施機関の説明と、設計者の登録証の写しは計画通知書の添付書類として施行規則に定められていないことを併せ考えると、本件計画通知書に監理業務受託者の登録証の写しが添付されていないという実施機関の説明は不自然とはいえない。また、そのほかに本件計画通知に監理業務受託者の登録証の写しが添付されていることを推認させる事情は見受けられなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過	
年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月21日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年1月13日 (第177回第一部会) 平成23年1月14日 (第183回第二部会) 平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・諮問の報告
平成23年2月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年12月9日 (第204回第二部会)	・審議
平成24年1月13日 (第205回第二部会)	・審議
平成24年2月10日 (第207回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・審議
平成24年3月9日 (第209回第二部会)	・審議